

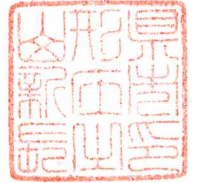
令和 6 年 5 月 22 日

災害時における協力に関する協定書

(甲) 山形県新庄市沖の町 10 番 37 号

新庄市長

山科朝剛



(乙) 山形県新庄市五日町字宮内 240 番地 2
社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会

会 長

沼澤 稔



(丙) 山形県新庄市松本 491-4 丸山ボデー内
ライオンズクラブ国際協会 332-E 地区
第 4 リジョン第 2 ゾーン 5 クラブ事務所

ゾーンチェアパーソン

深瀬 清 光



新庄ライオンズクラブ
真室川ライオンズクラブ
新庄もがみライオンズクラブ
新庄ニューセンチュリーライオンズクラブ
新庄もみの木ライオンズクラブ

新庄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人新庄市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及びライオンズクラブ国際協会 332-E 地区第 4 リジョン第 2 ゾーン 5 クラブ（以下「丙」という。）は、自然災害が発生した際の被災者支援活動における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、新庄市内における災害発生時に被災地及び被災者に対する支援が速やかに、且つ効果的に行うことができるよう協力内容その他必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 本協定に基づく協力の内容は次の事項とする。

- (1) 支援物資の調達
- (2) ボランティア輸送の車両の手配・提供
- (3) 前号以外の協力の必要が生じた場合において、甲及び丙が協議の上定める事項

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害発生時において、前条に掲げる協力の必要があるときは、乙及び丙に対し、文書により協力を要請するものとする。但し、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

（要請への対応）

第 4 条 乙及び丙は、前条の規定により甲からの協力の要請を受けたときは、可能な範囲において必要な連絡・調整を行い、要請に応じるものとする。

（情報の交換）

第 5 条 甲及び乙は、災害発生後の災害対策本部の開設情報等、協力に必要な情報の把握に努め、丙に提供するものとする。また、甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（有効期限）

第 6 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上これを定めるものとする。